

技術研修会レジュメ

所属：用地調査課 2係

氏名：福島 久美子

業務名：分筆登記における相続の重要性

経緯と問題点

最近、公共事業（詳細設計）を発注する前に、事前調査として用地調査業務を行ったり（特に砂防ダム）業務中でも登記・相続等を重要視される担当者が増えてきている傾向がみられる。

それはなぜか？

- せっかく苦労して計画した図面も、法務局に分筆登記が出来ない為に計画を変更せざる得ないケースがある。
- 過去にみられた施工のみを行い、分筆登記を行っていない土地（町道・市道・災害等）というのは今日では出来なくなっており、登記を完了しないと工事発注も行えないという見解になってきている。

分筆登記が出来ない要因の1つとして、「相続」がある。

- 相続登記とは何をするのか。
- 何が問題となるのか。

いろいろ携わってきた業務の中からこの点を考え述べる。

まとめ

分筆登記という作業は、私達コンサルタントはアシスタント的な役割となる為、最終的には発注者側の判断にゆだねる事になる。ただ、調査をする段階で早急に気付き、協議を重ねる事で、用地業務による設計変更が少なくなっていくのではないかと考える。